

令和4年度 旭川市住宅改修補助金 (省エネルギー化工事) 御案内

安心して長く住み続けられる住まいづくりを考えて住宅の省エネルギー化の改修を行う場合にその費用の一部を補助します。
また令和4年度から、二世帯同居に伴って工事を行う場合は補助金の上限が増額になります。



対象住宅 対象者

- ◆ 新築後10年以上経過した住宅であること
- ◆ 工事を行う住宅に申請者(工事の契約者)の住民登録があること
- ◆ 申請者が旭川市税を完納していること

- ※ 第10年以上や住民登録をした基準日については、申請日で判断いたします。
※ 過去に本補助金を利用した場合や、今年度に本市の「やさしさ住宅補助金」や「住宅雪対策補助金」を利用する場合は対象になりません。
※ 新築・空き家・別荘・公営住宅・高齢者施設等は対象外です。その他詳細はQ&Aを御確認ください。

対象工事

省エネルギー化工事

(窓・玄関ドアの断熱化や省エネタイプの浴室・トイレへの改修)

※対象工事費が税込30万円以上(トイレを含む場合税込10万円以上)の工事から申込みできます。

詳細については「対象工事基準」を御確認ください。

- ※ 本制度は、市内に営業所等がある施工業者と工事請負契約することが条件になります。
※ 既に工事請負契約が済んでいる場合や、工事に着手・完了している場合は対象外になります。

補助金額

対象工事費の1/3 かつ 上限10万円(千円未満切捨)

【二世帯同居の場合】対象工事費の1/3 かつ 上限20万円(千円未満切捨)

二世帯同居とは、申請日時点で住居及び生計を別にしている2以上の世帯が、工事完了までに同居する場合になります。

- ※ 二世帯同居の対象となる方は、申請者からみて3親等以内の親族であることが条件になります。
詳しくはQ&A 20番を御確認ください。

受付期間 及び 募集予算額

第1期：令和4年4月14日(木)～5月13日(金) 抽選：5月20日(金)

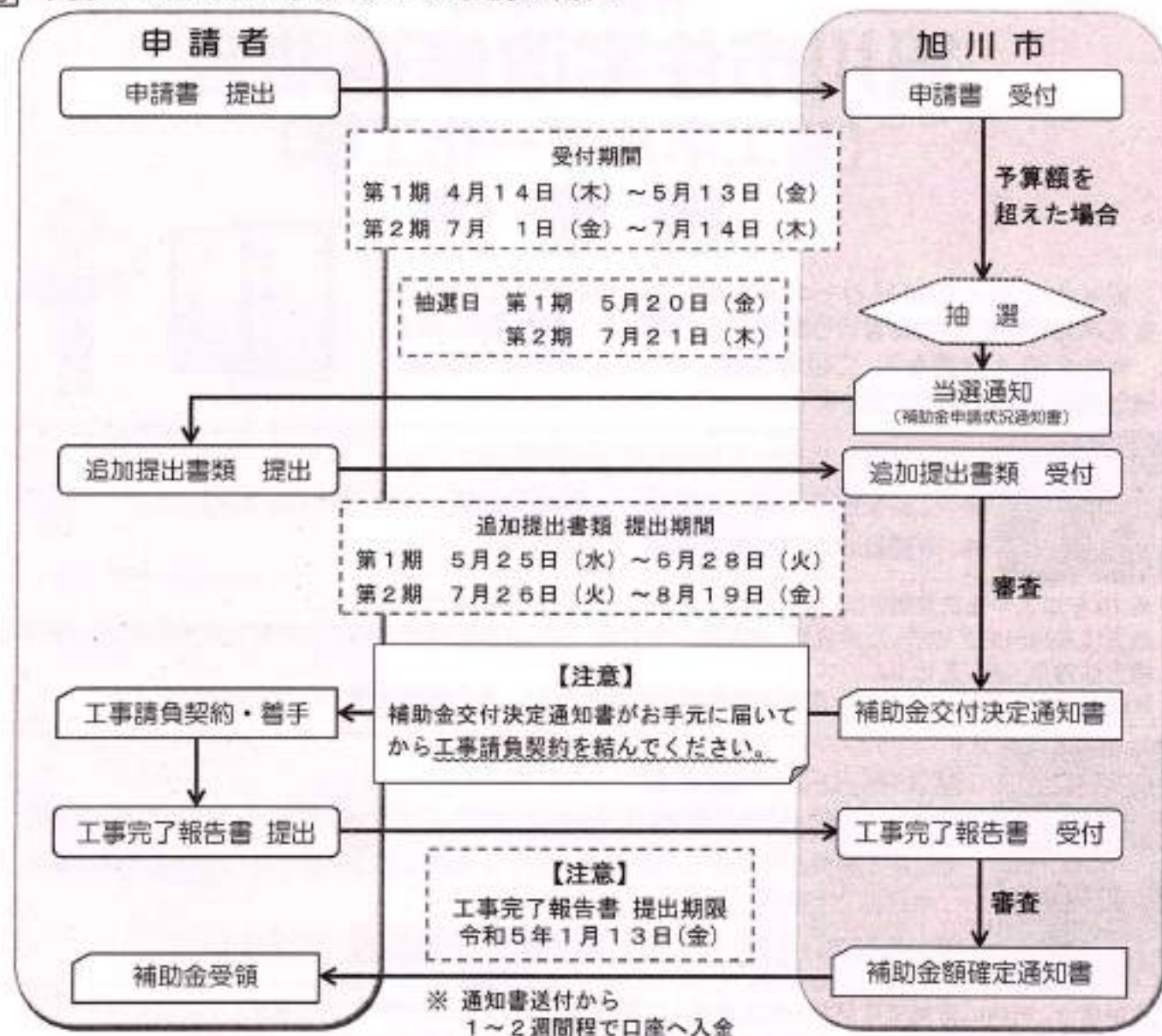
第2期：令和4年7月1日(金)～7月14日(木) 抽選：7月21日(木)

募集予算額：第1期・第2期 各1,300万円

- ※ 郵送で申込みの場合は、受付期間内必着でお送りください。
※ 受付期間内に予算額を超えた場合は、抽選となります。
※ 第1期の受付期間内で予算額を超えなかった場合は、残った予算を第2期の予算に上乗せし、第2期の受付期間内で予算額を超えなかった場合は、11月18日(金)まで先着順で受付します。

※ 次ページの「申請にあたっての注意事項」もお読みください ※

申請から補助金の支払までの手順の流れ



⚠ 申請にあたっての注意事項 ⚠

- ・ 抽選等により交付予定者となった方は、追加提出書類を定められた期間内に提出してください。
必ず補助金交付決定通知書が届いてから、請負契約を書面で締結して工事を始めてください。
- ・ 分譲マンションで工事を行う場合は、管理組合（理事長）の承諾を得てください。
- ・ 申請受付後は書類を返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーをお取りください。
- ・ 申請時や完了時の審査で、現地を確認する場合があります。
- ・ 提出書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できないことがあります。
- ・ 工事や契約内容に変更が生じた場合は、完了報告前に変更の手続きが必要になる場合があります。
- ・ 建築基準法第6条第1項の規定により、工事前に確認申請が必要になる場合があります。
判断が難しい場合は、事前に建築指導課 ☎(0166) 25-8597 へ御相談ください。

- ◆ バリアフリー、省エネ、長期優良住宅化工事などで、一定の要件を満たすリフォームを行った際、減税となる場合があります。詳しくは次の問合せ窓口に確認してください。

※なお、リフォームの内容によっては税額が上がる場合もあります。

【お問合せ窓口】 所得税・贈与税について：税務署 固定資産税について：旭川市税務部資産税課

※その他住宅を購入した場合は、登録免許税（法務局）や不動産取得税（北海道）もあります。

🏠 手続きに必要な書類（補助金申請時、当選後、工事完了報告時にそれぞれ提出する書類です。）

申請時に必要な書類

①補助金交付申請書	所定の用紙
②工事見積書	市内に営業所等を置く施工業者が作成した見積書

当選後に必要な書類（追加提出書類） ※提出期間内に速やかに提出してください。

①現状写真	工事箇所が分かる写真（提出する日から原則3か月以内のもの）
②工事の図面 （平面図・間取り図等）	工事箇所や使用材料の内容・寸法等が分かる図面 ※玄関ドアや、浴室・トイレなど改修箇所が限定されている工事の場合は不要です。
③製品規格・仕様等の資料	使用する製品の規格・仕様や性能が分かるカタログなど
④申請者の納税証明書 （市税の滞納のない証明）	市役所総合庁舎2階⑩番窓口又は各支所で交付 （1部300円、提出する日から原則3か月以内のもの）

完了時に必要な書類 ※工事完了後、速やかに提出してください。提出期限：令和5年1月13日（金）

①工事完了報告書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙
②完了写真	改修した全ての範囲が分かる写真 ※隠れ部分（断熱材など工事後に見えなくなる部分）がある場合は、工事着手前や工事中の写真も必要となります。
③工事請負契約書等の写し	※契約日は「補助金交付決定通知書」の日付以降となります。
④支払を証明する書類の写し	領収書や払込受領証などの写し ※支払が複数回の場合は、その全ての写しが必要となります。
⑤補助金請求書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙
⑥製品の出荷証明書又は納品書等	メーカー等が作成した使用材料の仕様や性能が確認できるもので、納品先（工事をした住宅の住所と申請者名）が明記されたもの
・同居者全員の住民票の写し	※二世帯申請の場合は、同居者全員分の住民票の写し

※ 上記のほかにも審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

※ 申請受付時、アンケートに御協力下さい。

※ 申請書類は、持参、郵送又はEメールにて提出してください。

※ 郵送で提出する場合は、必ず封筒に差出人の住所・氏名を記載して、**期間内必着**でお送りください。

※ 各様式はホームページからダウンロードできます。

旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 住宅・建築 > 住まいに関する情報

申請窓口・お問合せ先

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階
 建築部 建築総務課 ☎（0166）25-9708
 Email：reform@city.asahikawa.lg.jp



対 象 工 事 基 準

省エネルギー化工事（改修後の性能が既存より向上するものに限る）	開口部の断熱改修工事 ※別表1、2参照
	1 内窓の新設 又は 交換 2 外窓の交換 3 ガラスの交換 4 玄関ドアの交換 ・外気に接する部分のみ対象 ・改修後に開口部の総合熱貫流率が、 <u>2.33W/㎡K以下</u> となるもの ・玄関ドアはK2仕様、D2仕様及びこれらと同等以上の性能を有するもの ※分譲マンションは専有部分、共同住宅は住居部分のみ対象
	浴室・トイレの改良
	5 高断熱浴槽を備えた浴室への改修 ・JIS A5532において保温性能が「高断熱」に区分されるもの及びこれと同等以上の性能を有するもの（風呂フタを含み、2時間で5℃以下の低下） ※新たに設置するものは対象外
	6 節水型トイレへの改修 ・JIS A5207において大便器洗浄量が「Ⅱ型」に区分されるもの及びこれと同等以上の性能を有するもの（大・小ともに <u>6.5リットル以下</u> ） ※新たに設置するものは対象外 ※トイレの水洗化、浄化槽に関する工事は対象外
	外皮の断熱改修工事 ※別表3、4参照
	7 外壁、屋根、天井、床、基礎の断熱改修 ・外気に直接接する部分又は換気口等を通して間接的に外気に接する部分のみ対象 ・改修後の対象部位が、別表3に適合するもの ※一戸建住宅のみ対象

※ 過去10年以内に本補助金や、住宅雪対策補助金、やさしさ住宅補助金を利用して工事を行った部分は対象外です。

※ 店舗等を併設している住宅の場合は、住宅部分のみ対象となります。専ら非住宅部分の工事は対象外です。

※ 製品保証費、家具移動手間賃などは対象外です。

※ 判断が難しい場合は、事前に御相談ください。

別表1 内窓と外窓の組み合わせ

内窓	外窓
(なし)	等級がA又はBのもの
等級がGのもの	等級がAからDまでのもの
等級がFのもの	等級がAからFまでのもの
等級がEのもの	
等級がDのもの	(等級を問わない)
等級がCのもの	
等級がB又はAのもの	

別表2 窓の等級表

建具の仕様	ガラスの仕様	アルゴンガス等の封入	中空層の厚さ	等級
木製建具 又は 樹脂製建具	Low-E 3層複層ガラス	されている	6mm 以上	A
		されていない	9mm 以上	A
	Low-E 複層ガラス	されている	8mm 以上	B
		されていない	4～8mm	C
			10mm 以上	B
	複層ガラス	問わない	5～10mm	C
			10mm 以上	C
木と金属の複合材 料製建具 又は 樹脂と金属の複合 材料製建具	Low-E 複層ガラス	されている	6～10mm	D
			8mm 以上	B
		されていない	4～8mm	D
			10mm 以上	B
	複層ガラス	問わない	5～10mm	D
			10mm 以上	D
			6～10mm	E
金属製熱遮断構造 建具	Low-E 複層ガラス	されている	8mm 以上	C
			4～8mm	D
		されていない	10mm 以上	C
			6～10mm	D
	複層ガラス	問わない	10mm 以上	D
金属製建具	Low-E 複層ガラス	されている	6～10mm	E
			8mm 以上	D
		されていない	4～8mm	E
			10mm 以上	D
	複層ガラス	問わない	5～10mm	E
			10mm 以上	E
	単板ガラス		4～10mm	F
				G

別表3 木造住宅+充填断熱工法における基準

		断熱材の必要厚さ [mm]				
		A	B	C	D	E
部位	屋根	225	265	300	330	345
	天井	195	230	260	285	300
	壁	115	135	150	165	175
	外気に直接接する床	180	210	235	260	275
	外気に間接的に接する床	115	135	150	165	175
	基礎	120	140	160	175	185

※その他の構造・断熱工法は別途お問い合わせ頂くか、ホームページで御確認ください。

別表4 断熱材の等級表

分類	仕様	等級
住宅用グラスウール	10K 以上	D
	16K 以上	C
	24K 以上	B
高性能グラスウール	16K 以上	B
	40K 以上	A
吹込み用グラスウール	13K 以上	E
	30K 以上	B
住宅用ロックウール	マット、フェルト、ボード	B
吹込み用ロックウール	25K 以上	D
	65K 以上	B
吹込み用セルローズファイバー	25K 以上	B

旭川市住宅改修補助金（省エネルギー化工事） Q&A

制度の利用に関すること

Q1	工事が終わっているものや工事中の場合は申請できますか。
A1	できません。補助金の交付決定前に工事契約を結んだり、工事着手した場合は対象外になります。
Q2	過去に同制度による補助を受けていますが、再度申請できますか。
A2	できません。同じ補助制度の利用は、同じ住宅及び同じ申請者において1回限りです。
Q3	他の補助制度や支給事業と併用できますか。
A3	同年度に、本市で実施している「やさしさ住宅補助金」や「住宅雪対策補助金」と併用することはできません。その他の補助制度については、対象となる工事を明確に区別できる場合は、併用できることがあります。
Q4	リフォームの減税制度（所得税や固定資産税の減税）と併用できますか。
A4	併用できます。所得税の減税についてはお住まいの地区を管轄する税務署、固定資産税の減税については旭川市資産税課にお問い合わせください。
Q5	指定の施工業者はありますか。また紹介してもらえますか。
A5	施工業者の指定や紹介は行っていません。
Q6	施工業者と工事請負契約を結ばない工事や、DIYで工事を行う場合は対象になりますか。
A6	対象になりません。施工業者と書面による工事請負契約を結ぶ工事のみ補助対象となります。申請者自らが施工する場合や売買契約、レンタル契約等による施工も対象になりません。
Q7	「省エネルギー化工事」と「性能維持・向上工事」の両方に申請できますか。
A7	できません。どちらか一方をお選びください。

対象となる住宅に関すること

Q8	単身赴任で市外に住んでいる夫が住宅の工事請負契約をする場合は対象になりますか。
A8	工事をする住宅に住んでいない方が工事請負契約を行う場合は、対象になりません。
Q9	これから中古住宅を購入してリフォームをする場合は対象になりますか。
A9	対象になりません。本補助金は、（申請日時点で）新築後10年以上経過した住宅に、 <u>現在住んでいる</u> ことが条件になります。
Q10	建物の一部に店舗や事務所等を併設している住宅は対象になりますか。
A10	住宅部分の改修工事であれば対象となります。
Q11	分譲マンションの場合、全員の同意が必要ですか。
A11	分譲マンション専有部分で工事を行う場合は必ず管理組合（理事長）の承諾を得てください。また、他の居住者等の同意については、管理規約等を御確認ください。

申請時の提出書類に関すること

Q12	見積書は補助金の補助対象と補助対象外とに分ける必要がありますか。
A12	必要ありません。ただし工事の種類に、補助対象工事と対象外工事が含まれる場合は、その内訳を明記してください。対象・対象外の判断が難しい場合は、お問い合わせください。
Q13	複数の施工業者に分けて発注する場合、申請時に添付する見積書はどうしたらよいですか。
A13	それぞれの見積書を全て添付し、申請書の「補助対象工事費」には全ての工事の総額を記入してください。
Q14	郵送やEメールによる申請はできますか。
A14	できません。郵送の場合は、必要書類を揃えて期間内 必着 でお送りください。 Eメールの場合は、申請の御案内の「Eメール申請の注意事項」を確認してください。
Q15	申請などの手続きは申請者本人が行わなければならないですか。
A15	申請者以外の方でも手続きできますが、必ず申請者本人が申請内容を確認してください。
Q16	第1期で落選した場合、第1期で提出した申請書などを第2期の申請で利用できますか。
A16	できません。申請する意思や工事内容を確認するため、申請書類は改めて提出してください。

対象となる工事に関すること

Q17	トイレやお風呂の増設や新設は対象になりますか。
A17	対象になりません。今お使いの機器から性能の良いものに交換するもののみ対象になります。
Q18	既存の断熱材を残して、新たに断熱材を加える場合は対象になりますか。
A18	既存の断熱材の分類等が判別できる場合は、その熱抵抗値に加えて、今回の改修工事で付加する断熱材の熱抵抗値を合わせた値が基準に適合する場合は、対象になります。
なお、既存の断熱材の熱抵抗値を求めるときは、その断熱材の分類の最低値で計算します。	
Q19	既に旭川市が定める基準(熱貫流率 2.33W/m ² 以下)に適合している窓の改修は、対象になりますか。
A19	現状の窓より断熱性能を良くする場合は、対象になります。
Q20	これから親世帯と同居するにあたり、浴室を交換する予定です。対象になりますか。
A20	高断熱浴槽が備わった浴室に交換する工事は、対象になります。
また、申請者(工事を行う住宅に住んでいる方)が、申請日の時点で住居及び生計を別にしている世帯と、これから同居するに伴って、省エネルギー化の工事を行う場合は、 <u>二世帯同居の申請</u> が可能です。ただし、申請日時点で同居されている場合や、同居する時期が令和5年1月13日以降の場合は対象外です。※工事完了報告時に同居者全員の住民票が必要です。	
二世帯同居の対象となる方は、申請者からみて3親等以内の親族であることが条件になります。	
例) 50代の夫婦(親世帯)と、1歳の子供がいる娘夫婦(子世帯)が同居	
30代の孫(孫世帯)と、80代の祖母(祖父母世帯)が同居	

旭川市住宅改修補助金 申請の御案内

「旭川市住宅改修補助金」の申請に必要な書類をまとめています。
「旭川市住宅改修補助金の御案内」（パンフレット）をよくお読みになった上で、
次の必要書類を提出してください。

⚠ 補助金の対象となる部分を含む工事は、補助金の交付が決定した後でなければ工事請負契約及び工事着手はできませんので御注意ください。

《 申請時に提出する書類 》

☐	工事見積書（施工業者が作成した見積書） ※ 見積有効期限が <u>抽選日以降までであるもの</u>	（①一例）参照
☐	旭川市住宅改修補助金 交付申請書	（②一例）参照

- ※ このほかにも、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。
- ※ 申請書類は持参、郵送又はEメールにて提出してください。
- ※ 郵送で提出する場合は、必ず封筒に差出人の住所・氏名を記載して、期間内**必着**でお送りください。
- ※ Eメールで書類を提出される場合は、次のページの《Eメール申請の注意事項》を必ず確認してください。
- ※ 第1期で落選された方が、続けて第2期にも申請される場合、交付申請書と見積書は改めて提出してください。（再使用はできません。）

《 申請窓口・お問合せ先 》

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階
建築部 建築総務課 ☎25-9708
E-mail: reform@city.asahikawa.lg.jp



《 E メール申請の注意事項 》

1. 提出方法

以下に記載するアドレスに、交付申請書及び必要書類の電子データを添付の上、Eメールで送信してください。提出にあたっては、「4. 注意事項」を必ず確認してください。

〈Eメール送信時〉

- ・件名は、「旭川市〇〇〇補助金 申請（申請者名）」としてください。
例：旭川市住宅改修補助金 申請（旭川太郎）
- ・Eメール本文には、下記事項を必ず記載してください。
 - ①申請する補助金名：「旭川市〇〇〇補助金」（〇〇〇工事）
 - ②申請者名
※代理で送信される場合は、送信者の氏名（会社名）、申請者との関係を明記してください
 - ③申請者住所
 - ④申請者電話番号（日中連絡可能な連絡先）

2. 提出先Eメールアドレス

reform@city.asahikawa.lg.jp

3. 提出データについて

- ・提出書類は、持参や郵送で提出する場合と同じです。
- ・各書類を指定のファイル形式にして提出してください。（スキャナで取り込む又はデジカメやスマートフォンで撮影等）
- ・提出データは、A4サイズの用紙に印刷した場合に、文字等が鮮明に確認できるようにしてください。
- ・ファイル形式は、Word、Excel、PDF、JPEG、PNGのいずれかとし、各ファイルが何のデータであるかわかるような名称にして添付してください。（添付最大容量 5MB）
- ・データの容量が大きい場合は、複数に分けて送信してください。その場合、件名や本文で何通目であることがわかるように記してください。



4. 注意事項

- ・市でEメールを受信した場合は、受信を確認した旨の返信を行います。複数に分けて送信された場合はそれぞれのEメールに返信しますので、すべてのEメールに返信が来ているか御確認をお願いします。送信から3日以上（土日・祝日を除く）経過しても受信確認のEメールが届かない場合は、お手数ですが建築総務課までお問い合わせください。
- ・氏名・住所等に誤りがある場合やEメールの受信拒否設定等をされている場合は、返信できない場合がありますので御了承ください。
- ・申請締切間際の提出の場合、Eメール送信のトラブル等による遅れには対応できかねますので、早目の申請に御協力をお願いします。

◆ Eメール申請による質問等は、建築総務課（☎25-9708）までお問い合わせください。

〈 工事見積書 参考例 〉

①一例

御 見 積 書

旭川 太郎 様

宛名（申請者名）、工事名、工事場所に誤りのないよう記載してください。

作成日：令和〇年〇〇月〇〇日

下記の通り御見積いたしました。

株式会社 〇〇〇〇工務店

代表取締役 〇〇 〇〇

旭川市〇条通〇丁目〇番地

TEL 0166-〇〇-〇〇〇〇

御見積金額 **¥638,000** (税込)

工事名：旭川太郎様邸 外窓・玄関ドア交換工事

工事場所：旭川市6条通9丁目46番地

見積有効期限：令和 〇年〇〇月〇〇日

有効期限は、抽選日以降まで有効なものとし、申請書に記載した工事期間と整合させてください。

工事項目	数量	単位	単価	金額
1. リビング サッシ交換工事				
樹脂サッシ本体(Low-Eガラス) 25616	1	台	□□□	*****
横引き網戸	1	式	□□□	*****
既存窓解体・処分	1	式	□□□	*****
腰壁 下地木材	2.5	m	□□□	*****
窓台	2	枚	□□□	*****
内装材	1	式	□□□	*****
腰壁 外装材	1	式	□□□	*****
大工手間	1	式	□□□	*****
			計	*****
2. 玄関ドア交換工事				
断熱玄関ドア 本体 K2仕様	1	組	□□□	*****
取付施工費	1	式	□□□	*****
産廃費	1	式	□□□	*****
			計	*****
小計				544,050
諸経費				40,950
合計				585,000
値引き				-5,000
再計				580,000
消費税				58,000
総合計				638,000

【見積書の注意事項】

- ・見積の内容で不明な点がある場合は、再提出していただく場合がありますので御注意ください。（数量が全て一式である、対象工事部分が不明確である等）
- ・複数の工事がある場合は、工種項目ごとに金額を計上してください。

※製品保証料、家具移動手間費等は対象外です。

申請書の「補助対象工事費」に記入する金額になります。
※補助金の対象・対象外の判断が難しい場合、申請書には総工事費を記入してください。

誤りのないようはつきり正確に記載してください。
※鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。

旭川市住宅改修補助金交付申請書

【 省エネルギー化工事 】

(被申請者の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日) 令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請者(工事の契約者)	
〒 070-0036	フリガナ アサヒカ タロウ 年齢
住所 旭川市6条通9丁目46番地	氏名 旭川 太郎 65 歳
電話(携帯)番号 090-0000-0000	Eメール アドレス @

補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

日中に連絡可能な連絡先を記入してください。

他の助成制度の利用

Eメールで申請される場合は記入してください。

今回の工事を行う事業者(施工業者)	
〒 000-0000	
住所 旭川市〇条通〇丁目〇番地	事業者名 株式会社 〇〇〇〇エ務店
担当者・連絡先 (担当者名) 担当者氏名	(連絡先) 090-0000-0000

☒ 省エネルギー化工事	☐ 省エネルギー化工事(二世帯同居)
※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください	
窓・ドアの断熱改修	☐ 1 内窓の設置(□新設 □交換) ☒ 2 外窓の交換 ☐ 3 ガラスの交換 ☒ 4 玄関ドアの交換
浴室・トイレの改良	☐ 5 高断熱浴槽を備えた浴室への改修 ☐ 6 節水型トイレへの改修
外皮の断熱改修	☐ 7 外皮の断熱改修(□外壁 □屋根 □天井 □床 □基礎)

補助申請額 ※税込み	区分	金額	※審査欄
補助対象工事費(30万円以上) ※節水型トイレへの改修は10万円以上		638,000 円	円
補助申請額(上限10万円) ※二世帯同居の場合は上限20万円 補助対象工事費×1/3		100,000 円 ※千円未満切捨	円

申請する工事の該当箇所全てに
✓をつけてください。

受付番号

[補助申請額]

補助対象工事費の1/3(千円未満切捨)かつ 上限10万円(二世帯同居の場合:20万円)
※補助対象工事費の算定が難しい場合は、記入前に御相談ください。

◆対象工事費が30万円以下の場合の計算例

例: 補助対象工事費が236,500円の場合
 $236,500 \times 1/3 = 78,833$ 円(千円未満切捨)
 補助申請額は78,000円になります。

工事予定期間の日付は、現段階での目安で構いません。
未定の場合は、「追加書類提出期間」以降で設定してください。
※おおよその場合は以下のように記載してください。
上旬→1日、中旬→15日、下旬→30日

第10年未満の住宅は本補助金を利用できません。

すべての確認事項に✓をつけてください。
未記入の欄があると、申請を受け付けられない場合があります。

工事予定期間	令和 4 年 8 月 22 日 ~ 令和 4 年 8 月 31 日				
住宅について	築年数	築 15 年	居住年数	15 年	建て方 ☒ 一戸建 ☐ 共同建
確認事項	現在、工事を行う住宅に住民登録がありますか。 ☒ はい				
	工事を行う住宅及び土地を全て所有していますか。 所有していない場合は、工事及び本補助金の申請について所有者の承認を得ていますか。 ☒ はい				
	過去に「旭川市住宅改修補助金」を利用したことがありますか。 ☒ ない				
	今年度に「旭川市やさしさ住宅補助金」又は「旭川市住宅雪対策補助金」を利用しますか。 ☒ しない				
	国、北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。 ☐ する ☒ しない (助成制度等の名称) (工事内容)				

(注) 申請者が旭川市最古田地区各組第1種第1種第1種第1種の場合は、補助金の交付は受け

本補助金以外に利用する助成制度がある場合のみ記載してください。

他の補助金を利用する場合、工事が重複していないことを明確にする必要があります。
申請前に御相談ください。また、申請後に他の補助金を利用することになった場合も
(工事箇所が重複する場合のみ) 必ず報告してください。

を取り消すことや補

【二世帯同居申請の方】 ※欄が足りない場合は別紙にて

同居予定日 令和 4 年 10 月 1 日頃

同居者(今住んでいる人) ※申請者以外

氏名	年齢	申請者との続柄
旭川 花子	58	妻

二世帯同居申請の方のみ記入してください。
申請の条件を改めて御確認のうえ、必要事項を記入してください。

- ・申請日時点で住居及び生計が別である
 - ・工事完了報告時まで申請住宅に同居する
- ※工事完了報告時、同居者全員の住民票が必要になります。

詳しくは、Q&Aの20番を御確認ください。

同居予定者(これから住む人) ※申請者からみて3親等以内の方

氏名	年齢	申請者との続柄	現住所
旭川 一郎	30	長男	札幌市〇〇区〇〇〇〇
旭川 一子	28	長男の妻	同上
旭川 二郎	3	孫(男)	同上

(注3) 上記の方の個人情報を確認する場合がありますので、予め御了承ください。

旭川市住宅改修補助金交付申請書

【省エネルギー化工事】

(兼申請者の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日) 令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請者(工事の契約者)		
〒	フリガナ	年齢
住所	氏名	歳
電話(携帯)番号	メールアドレス	@

標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、担当部局が申請内容の確認のために他の助成制度の利用状況や申請に関する者の「住民票」、「暴力団」及び「暴力団員」の情報について、市の関係部局及び他の官公署に照会を行うことを承諾します。

今回の工事を行う事業者(施工業者)			
〒			
住所	事業者名		
担当者・連絡先	(担当者名)		
	(連絡先)		
☐ 省エネルギー化工事		☐ 省エネルギー化工事(二世帯同居)	
※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください			
窓・ドアの断熱改修	☐ 1 内窓の設置(□新設 □交換)	☐ 2 外窓の交換	
	☐ 3 ガラスの交換	☐ 4 玄関ドアの交換	
浴室・トイレの改良	☐ 5 高断熱浴槽を備えた浴室への改修		☐ 6 節水型トイレへの改修
外皮の断熱改修	☐ 7 外皮の断熱改修(□外壁 □屋根 □天井 □床 □基礎)		
補助申請額 ※税込み	区分	金額	※審査欄
	補助対象工事費(30万円以上) ※節水型トイレへの改修は10万円以上	円	円
	補助申請額(上限10万円) ※二世帯同居の場合は上限20万円 補助対象工事費×1/3	円 ※千円未満切捨	円
※備考欄			受付番号
			J・Y・M

※裏面の記入もあります。

工事予定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日					
住宅について	築年数	築 年	居住年数	年	建て方	☐ 一戸建 ☐ 共同建
確認事項	現在、工事を行う住宅に住民登録がありますか。 ☐ はい					
	工事を行う住宅及び土地を全て所有していますか。 所有していない場合は、工事及び本補助金の申請について所有者の承認を得ていますか。 ☐ はい					
	過去に「旭川市住宅改修補助金」を利用したことがありますか。 ☐ ない					
	今年度に「旭川市やさしさ住宅補助金」又は「旭川市住宅雪対策補助金」を利用しますか。 ☐ しない					
	国、北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。 ☐ する ☐ しない (助成制度等の名称) (工事内容)					

(注1) 申請者が旭川市暴力団排除条例第2条第1項第2号の暴力団員である場合は、補助金の交付は受けられません。

(注2) 申請者等の内容に虚偽やその他の不正行為があった場合は、補助金の交付決定を取り消すことや補助金の返還を求めることがあります。

【二世帯同居申請の方】 ※欄が足りない場合は別紙にて提出してください。

同居予定日	令和 年 月 日頃		
同居者（今住んでいる人）※申請者以外			
氏 名	年齢	申請者との続柄	
同居予定者（これから住む人）※申請者からみて3親等以内の方			
氏 名	年齢	申請者との続柄	現 住 所

(注3) 上記の方の個人情報を確認する場合がありますので、予め御了承ください。